広報へのご意見

市役所新庁舎の記事、興味深く読ませてもらいました。日に日に高くなってゆく建物に、立派なものだなあ、中はどうなっているのだろうと思っていたので私にとってはタイムリーでした。100年ももつ建物↓

(13ページへ)

● 夜須公民館の催し物案内 ●

書道を習って カレンダー作り教室

書道を学びながら、2020年をどんな1年にしたいか、カレンダーに一筆してみませんか?

◆**日時**/12月21日(土) 10:00〜11:30
◆**場所**/夜須公民館 2階 大研修室
◆**対象**/5歳以上で、市内在住・在勤・在学の方
※未就学児は保護者同伴。11月15日(金)までに定員に達しない場合は市外の方も可
◆**講師**/下元 真世さん
(筆の友書道会正会員、真世書道教室主宰)
◆**定員**/12人 ◆**受講料**/600円
◆**持ち物** 書道セット一式
◆**申込み締切り**/12月7日(土)
◆**申込み・問い合わせ**/夜須公民館 ☎54-2121

※画像はイメージです

相談

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

女性の人権問題解消に向け、電話相談の強化週間を実施します。期間中、平日は時間を延長し19時まで、また土・日曜日も相談を受けます。相談は無料、秘密は厳守します。

■**相談内容** ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメント、ストーカー、離婚問題、暮らしの悩みごとなど女性をめぐる人権問題
■**実施期間** 11月18日(月)〜11月24日(日)までの7日間
■**受付時間** 8時30分〜19時
※土・日は10時〜19時
■**場所** 高知地方法務局人権擁護課
■**電話相談**
※土・日は高松法務局人権擁護部
☎0570-070-810
(全国共通ナビダイヤル)
※一部のIP電話からは利用できない場合があります
■**問い合わせ** 高知地方法務局人権擁護課
☎088-822-3503

高齢者

終活サポート事業始まります

一人暮らしなどの理由で、自身の葬儀・納骨やリビングウィル(延命治療または終末期医療に関する意思確認)について、不安のある高齢者の方々を支援します。

■**内容**
・終活に向けた計画の作成支援
・葬儀・納骨・遺品整理などについての相談・情報提供
・延命治療や終末期医療等に関する要望についての情報提供など
※この事業は、市が補助金などを支給するものではなく、契約にかかる費用は自己負担です
■**対象** 市内在住の一人暮らしの高齢者など(高齢夫婦、兄弟姉妹なども含む)
※別居家族の有無、収入・資産は関係ありません

◆**終活講座**
あなたらしい最期の選び方
〜自分らしい最期を迎えるために〜
延命治療って何?終末期医療って?聞いたことはあるけど、詳しく知らない。自分らしい最期を選ぶには、まずは知ることが大切です。
誰もが直面するかもしれない、人生の終末期に訪れる医療について、実体験を交えながら分かりやすくお話ししてくれます。ぜひお越しください。

■**日時** 12月5日(木) 10時〜11時30分
■**場所** のいちふれあいセンター2階 第1・2研修室
■**講師** 高知大学医学部附属病院 緩和ケアセンター 看護師 弘末美佐さん
■**申込み・問い合わせ** 市役所高齢者介護課

税金

消費税軽減税率制度説明会について

10月から「消費税軽減税率制度」が導入されました。
この制度では、軽減税率対象品目の売り上げがなくても、会議費や交際費等として飲食料品を購入する場合には区分経理(記帳)を行い、これに基づき消費税申告書を作成することが必要となります。
説明会では、日々の記帳から決算処理、申告書作成までの一連の流れを具体的に、分かりやすく解説します。すべての事業所の皆さんの参加をお待ちしています。

■**日時** 11月7日(木)、11月22日(金)、12月6日(金)、12月20日(金)、いずれも13時30分〜15時
■**場所** 南国市大埇甲一五九一ー一 南国税務署 2階 会議室
■**問い合わせ** 南国税務署 法人課税部門 ☎088-863-3218

11月11日〜17日は「税を考える週間」です

今年のテーマは「くらしを支える税」です。香南市・南国市・香美市・本山町および大豊町の小・中学生が書いた、税に関する習字・図画など約90点を展示しますので、ぜひご覧ください。入場無料。

■**展示期間** 11月11日(月)〜17日(日)
■**場所** サニーアクシス南国店 南国市大埇乙一〇〇九ー一
■**問い合わせ** 南国税務署 総務課 ☎088-863-3252

接骨院・整骨院にかかる前にまずチェック!

接骨院や整骨院などにかかるときは、国民健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。使えない場合施術費用が全額自己負担となりますので、施術を受ける前に国保が使えるか確認しましょう。初診時に、負傷原因を正確に伝えてください。

国民健康保険が使える場合

急性または亜急性(急性に次ぐ)の外傷性傷病の場合は、国民健康保険が適用されます。

- ●スポーツなどによる、打撲やねんざ
- ●挫傷(肉ばなれ等)
- ●骨折、脱臼の応急措置
- ●医師の同意がある場合の骨折、脱臼の施術

国民健康保険が使えない場合

次のような場合は、国民健康保険が適用されず、施術費用が全額自己負担になります。

- ●日常生活における疲れや肩こり
- ●スポーツなどによる肉体疲労
- ●脳疾患後遺症などの慢性病
- ●神経痛、リウマチ、慢性関節炎
- ●加齢による腰痛や五十肩の痛み
- ●交通事故の場合
- ●労災保険の対象となる仕事中や通勤途中の負傷

▶療養費支給申請書には、必ず自署または捺印が必要です。
療養費支給申請書は、患者が柔道整復師に保険請求を委任するものです。記載内容を確認し、本人による署名または捺印をしましょう。

▶領収書は必ず保管しておきましょう。
医療費通知で受診内容(金額と日数)を確認しましょう。また、領収書は高額療養費・医療費控除を受ける際にも必要となりますので、大切に保管をお願いします。

適正給付にご協力ください!
国民健康保険では、医療費の適正な給付に努めています。請求内容に誤りがないかを確認するために、市から負傷原因や施術内容について、文書や電話などでお問い合わせすることがありますので、ご協力ください。

●**問い合わせ**● 市民保険課 ☎57-8506

教育

国の教育ローン

国の教育ローンは、高校や大学等へ入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした、公的な融資制度です。
詳細は「国の教育ローン」で検索していただくか、コールセンターへお問い合わせください。

■**融資額** お子さま一人につき350万円以内
■**利率** 年1.71%(固定金利)
※母子家庭・父子家庭、世帯年収200万円以内の方などは、年1.31%
■**返済期間** 15年以内
※交通遺児家庭、母子・父子家庭、世帯年収200万円以内の方などは、18年以内
■**融資資金の使いみち** 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など
■**返済方法** 毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可)
■**問い合わせ** 教育ローンコールセンター
☎0570-008656(ナビダイヤル)
☎03-5321-8656
■**ホームページ** https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

福祉

児童扶養手当の支払い回数が変更になります

「児童扶養手当法」が改正され、2019年11月支払い分の児童扶養手当から支払回数が変更になります。

支払月(支払日)	支払対象月	支払額
令和元年11月(11月11日)	8・9・10月分	世帯状況および平成29年分所得等により決定した額
令和2年1月(1月10日)	11・12月分	世帯状況および平成30年分所得等により決定した額
令和2年3月(3月11日)	1・2月分	〃

※支払月が変わる2019年11月の支払いは、同年8月から同年10月分までの3カ月分が支払われます。これ以降は1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2カ月分が支払われます

■**問い合わせ** 市福祉事務所

広報へのご意見

↓なのですね。100年後、私はもういませんが香南市がどんな街になっているのだろうと想像して楽しかったです。今も住みよい街だと思いますが、より住み良く美しい街になっていたらいいなあ、と思います。